

# 水産土木工事の積算にあたって

[ 令和4年度補正事業・ゼロ国事業にかかる留意事項 ]

令和5年2月27日  
北海道水産林務部水産局水産振興課

## 水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月） 関係

次の(1)～(4)において、令和3年10月版から大きな変更がありましたので、積算にあたってご留意してください。

### (1) 間接工事費

#### ① 『海上輸送に要する補正』

“補正值の加算”から“補正係数による割り増し”への変更、補正対象工事の判断基準の見直し

#### ② 『現場環境改善費』

現場環境改善費率の算出対象額の見直し

### (2) 直接工事費の施工歩掛

#### ③ 『増殖場工－施工歩掛』

市場単価（型枠工及びコンクリート打設工）への変更

### (3) 市場単価

#### ④ 『市場単価により積算を行う工種』

増殖場工に係る型枠工及びコンクリート打設工の追加

#### ⑤ 『参考資料－2 異形ブロック製作工』

新 設

### (4) 運用資料

#### ⑥ 『ブロック製作に係る市場単価の補正（形式による補正）について』

新 設

☆ 詳細は、別紙を参照

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月）新旧対照表

新 （令和4年10月 <small>※一部改正を含む</small> ）	旧 （令和3年10月）	備考																																														
<p><b>第2章 工事費の積算</b> <b>2節 間接工事費</b></p> <p><b>2 共通仮設費</b> <b>2-1 一般事項</b></p> <p><b>2-1-2 積算方法</b> 共通仮設費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行う。 1) 率計算による部分</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正 ① 施工地域、工事場所による補正 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-2 施工地域等別の共通仮設費率補正表</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地に係る地域</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島に係る地域</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の地域</td> <td>工事場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 施工地域の区分は以下のとおりとする。 ・市街地に係る地域： 施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区の工事場所の場合をいう。 ・山間僻地及び離島に係る地域： 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区にある工事場所及びこれに準ずる工事場所の場合をいう。（山間僻地の判断基準による） ・その他の地域： 施工地域が上記以外の工事場所の場合をいう。</p> <p>注) 2 その他の地域における工事場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合： ① 工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合。 ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合。 ③ 工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。</p> <p>② 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、<b>現場労務者、現場従業員</b>および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の<b>係数を乗じる</b>ものとする。 なお、海上作業とは<b>現場労務者、現場従業員</b>および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。 <u>陸上作業と混在する場合の計上の有無の判断基準は海上作業の有無によるものとし、海上作業がある場合は、補正係数を乗じるものとする。</u> また、現場条件や施工内容により、別途計上できるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港漁場</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>1.28</u></td> </tr> <tr> <td>関係工事</td> <td>構造物工事</td> <td><u>1.68</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ <u>共通仮設費率補正の計算</u> <u>共通仮設費率 = 共通仮設費率 (Kr) × 海上輸送に要する補正係数 + 施工地域、工事場所による補正値</u></p>	施工地域・工事場所区分		補正値（%）	市街地に係る地域		1.5	山間僻地及び離島に係る地域		1.0	その他の地域	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	-	工種区分		補正係数	漁港漁場	浚渫工事	<u>1.28</u>	関係工事	構造物工事	<u>1.68</u>	<p><b>第2章 工事費の積算</b> <b>2節 間接工事費</b></p> <p><b>2 共通仮設費</b> <b>2-1 一般事項</b></p> <p><b>2-1-2 積算方法</b> 共通仮設費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行う。 1) 率計算による部分</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正 ① 施工地域、工事場所による補正 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-2 施工地域等別の共通仮設費率補正表</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市街地に係る地域</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島に係る地域</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の地域</td> <td>工事場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>工事場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 施工地域の区分は以下のとおりとする。 ・市街地に係る地域： 施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区の工事場所の場合をいう。 ・山間僻地及び離島に係る地域： 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区にある工事場所及びこれに準ずる工事場所の場合をいう。（山間僻地の判断基準による） ・その他の地域： 施工地域が上記以外の工事場所の場合をいう。</p> <p>注) 2 その他の地域における工事場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合： ① 工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合。 ② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合。 ③ 工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。</p> <p>② 海上輸送に要する補正 海上作業がある工事については、<b>労務者</b>および作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の<b>補正値を加算する</b>ものとする。 なお、海上作業とは<b>作業員</b>および作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合をいう。 <u>陸上作業と混在する場合の計上の有無および適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th>補正値（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁港漁場</td> <td>浚渫工事</td> <td><u>0.8</u></td> </tr> <tr> <td>関係工事</td> <td>構造物工事</td> <td><u>0.6</u></td> </tr> </tbody> </table>	施工地域・工事場所区分		補正値（%）	市街地に係る地域		1.5	山間僻地及び離島に係る地域		1.0	その他の地域	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	-	工種区分		補正値（%）	漁港漁場	浚渫工事	<u>0.8</u>	関係工事	構造物工事	<u>0.6</u>	<p>+</p> <p>補正方法の変更</p> <p>+</p> <p>判断基準の変更</p>
施工地域・工事場所区分		補正値（%）																																														
市街地に係る地域		1.5																																														
山間僻地及び離島に係る地域		1.0																																														
その他の地域	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																														
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	-																																														
工種区分		補正係数																																														
漁港漁場	浚渫工事	<u>1.28</u>																																														
関係工事	構造物工事	<u>1.68</u>																																														
施工地域・工事場所区分		補正値（%）																																														
市街地に係る地域		1.5																																														
山間僻地及び離島に係る地域		1.0																																														
その他の地域	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																														
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	-																																														
工種区分		補正値（%）																																														
漁港漁場	浚渫工事	<u>0.8</u>																																														
関係工事	構造物工事	<u>0.6</u>																																														

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月）新旧対照表

新（令和4年10月 <sup>※一部改正を含む</sup> ）	旧（令和3年10月）	備考																																						
<p><b>2-1-1 現場環境改善費</b></p> <p><b>2-1-1-3 積算方法</b> 現場環境改善費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行う。 ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は、積上げ計上とする。</p> <p>1) 率計算による部分 (1) 率計算による額の算定 現場環境改善費（率部分）は、工種区分にしたがって、「表-② 現場環境改善費率」により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。 対象額は、<u>直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象額）</u>、支給材料費および事業損失防止施設費の合計額とする。</p> <p>2) 積上げ計算による部分 (1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。 (2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示するものとする。 (3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-② 現場環境改善費率</b></p> <table border="1" data-bbox="148 798 1291 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場</td> <td>浚渫工事</td> <td>0.92%</td> <td>159.8</td> <td>-0.3301</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>関係工事</td> <td>2.02%</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場環境改善費率の算定式 <math>I_r = a \cdot P^b</math> （小数3位四捨五入）                  ただし <math>I_r</math> : 現場環境改善費率 (%)  <math>P</math> : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)  <math>a, b</math> : 定数値</p>	対象額 適用区分等		600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	漁港漁場	浚渫工事	0.92%	159.8	-0.3301	0.14%	関係工事	2.02%	1192.6	-0.4089	0.19%	<p><b>2-1-1 現場環境改善費</b></p> <p><b>2-1-1-3 積算方法</b> 現場環境改善費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行う。 ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は、積上げ計上とする。</p> <p>1) 率計算による部分 (1) 率計算による額の算定 現場環境改善費（率部分）は、工種区分にしたがって、「表-② 現場環境改善費率」により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。 対象額は、<u>直接工事費（コンクリート製、鋼製および科学系魚礁部材購入費、処分費等を除く共通仮設費対象額）</u>、支給材料費および事業損失防止施設費の合計額とする。</p> <p>2) 積上げ計算による部分 (1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。 (2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示するものとする。 (3) 積上げ計算項目は、現場環境改善費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-② 現場環境改善費率</b></p> <table border="1" data-bbox="1439 798 2582 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場</td> <td>浚渫工事</td> <td>0.92%</td> <td>159.8</td> <td>-0.3301</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td>関係工事</td> <td>2.02%</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19%</td> </tr> </tbody> </table> <p>現場環境改善費率の算定式 <math>I_r = a \cdot P^b</math> （小数3位四捨五入）                  ただし <math>I_r</math> : 現場環境改善費率 (%)  <math>P</math> : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)  <math>a, b</math> : 定数値</p>	対象額 適用区分等		600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	漁港漁場	浚渫工事	0.92%	159.8	-0.3301	0.14%	関係工事	2.02%	1192.6	-0.4089	0.19%	<p>+</p> <p>対象費の見直し</p>
対象額 適用区分等				600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																	
		a	b																																					
漁港漁場	浚渫工事	0.92%	159.8	-0.3301	0.14%																																			
	関係工事	2.02%	1192.6	-0.4089	0.19%																																			
対象額 適用区分等		600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																			
			a	b																																				
漁港漁場	浚渫工事	0.92%	159.8	-0.3301	0.14%																																			
	関係工事	2.02%	1192.6	-0.4089	0.19%																																			

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月）新旧対照表

新（令和4年10月 <small>※一部改正を含む</small> ）	旧（令和3年10月）	備考																																																																																																																																																						
<p><b>第3章 直接工事費の施工歩掛</b>  <b>2節 増殖場工</b></p> <p>2-4 施工歩掛</p> <p>2-4-3 製作歩掛</p> <p>1) 型枠工およびコンクリート打設工  市場単価「異形ブロック製作工」を適用する。  市場単価には、一般養生に要する労務の他、型枠剝離剤、インパクトレンチ、電力に関する費用、コンクリートパ  ケット、パイプレータ、養生シート、ワイヤーロープおよび足場にかかる費用が含まれる。  なお、一般養生とは、むしろ、シート掛け、養生剤程度のものであり、給熱養生の必要がある場合は別途考慮する。  市場単価の算定については、「第4章 市場単価」による。</p> <p>6) 代価表  (1) 着定基質製作 10個当り <b>【J99074】</b></p> <table border="1" data-bbox="136 766 1291 1472"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レディーミストコンクリート</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td><math>V \times (1+W/100) \times 10</math></td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>型枠賃料</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>A×10</td> <td>小数3位四捨五入</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 異形棒鋼</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>R1 \times (1+W/100) \times 10</math></td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 丸鋼</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>R1 \times (1+W/100) \times 10</math></td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>吊鉄筋 丸鋼</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>R2 \times (1+W/100) \times 10</math></td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>鉄筋加工組立 一般構造物</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>\Sigma R1 \times 10</math></td> <td>市場単価（土木工事・鉄筋工）</td> </tr> <tr> <td>吊鉄筋加工組立 一般構造物</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>\Sigma R2 \times 10</math></td> <td>市場単価（土木工事・鉄筋工）</td> </tr> <tr> <td>吊金具</td> <td></td> <td>本</td> <td>×10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><b>型枠工</b></td> <td></td> <td><b>m<sup>2</sup></b></td> <td><b>A×10</b></td> <td><b>市場単価</b></td> </tr> <tr> <td><b>コンクリート打設工</b></td> <td></td> <td><b>m<sup>3</sup></b></td> <td><b>V×10</b></td> <td><b>市場単価</b></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン（型枠工用） （油）t吊</td> <td>排出ガス対策型</td> <td>日</td> <td>A×10×a/100</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊</td> <td>排出ガス対策型</td> <td>日</td> <td><math>A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100</math></td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊</td> <td></td> <td>日</td> <td><math>A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100</math></td> <td>標準運転時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)  1 V：ブロック1個当りコンクリート設計量（m<sup>3</sup>）  2 A：ブロック1個当り型枠面積（m<sup>2</sup>）  3 R1、R2：ブロック1個当り鉄筋又は吊鉄筋質量（kg）  4 a：型枠100m<sup>2</sup>当り組立組外歩掛（m<sup>2</sup>）  5 b：コンクリート100m<sup>3</sup>当り打設歩掛（m<sup>3</sup>）  6 W：材料割増率（%）  7 数量は、小数3位四捨五入とする。  8 材料割増率は、「本節1-5-2 雑材割増率」による。  9 架台、ベツト等が必要な場合は、別途計上する。  10 連結鉄筋、連結金具</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	レディーミストコンクリート		m <sup>3</sup>	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	型枠賃料		m <sup>2</sup>	A×10	小数3位四捨五入	鉄筋 異形棒鋼		kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	鉄筋 丸鋼		kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	//	吊鉄筋 丸鋼		kg	$R2 \times (1+W/100) \times 10$	//	鉄筋加工組立 一般構造物		kg	$\Sigma R1 \times 10$	市場単価（土木工事・鉄筋工）	吊鉄筋加工組立 一般構造物		kg	$\Sigma R2 \times 10$	市場単価（土木工事・鉄筋工）	吊金具		本	×10		<b>型枠工</b>		<b>m<sup>2</sup></b>	<b>A×10</b>	<b>市場単価</b>	<b>コンクリート打設工</b>		<b>m<sup>3</sup></b>	<b>V×10</b>	<b>市場単価</b>	ラフテレーンクレーン（型枠工用） （油）t吊	排出ガス対策型	日	A×10×a/100	標準運転時間	ラフテレーンクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊	排出ガス対策型	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間	クローラクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊		日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間	<p><b>第3章 直接工事費の施工歩掛</b>  <b>2節 増殖場工</b></p> <p>[新設]</p> <p>6) 代価表  (1) ブロック製作 10個当り <b>【J99074】</b></p> <table border="1" data-bbox="1418 766 2573 1575"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レディーミストコンクリート</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td><math>V \times (1+W/100) \times 10</math></td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>型枠賃料</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>A×10</td> <td>小数3位四捨五入</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 異形棒鋼</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>R1 \times (1+W/100) \times 10</math></td> <td>小数3位四捨五入割増を含む</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 丸鋼</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>R1 \times (1+W/100) \times 10</math></td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>吊鉄筋 丸鋼</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>R2 \times (1+W/100) \times 10</math></td> <td>//</td> </tr> <tr> <td>鉄筋加工組立 一般構造物</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>\Sigma R1 \times 10</math></td> <td>市場単価（土木工事・鉄筋工）</td> </tr> <tr> <td>吊鉄筋加工組立 一般構造物</td> <td></td> <td>kg</td> <td><math>\Sigma R2 \times 10</math></td> <td>市場単価（土木工事・鉄筋工）</td> </tr> <tr> <td>吊金具</td> <td></td> <td>本</td> <td>×10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td><math>A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td><math>A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td><math>A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン（型枠工用） （油）t吊</td> <td>排出ガス対策型</td> <td>日</td> <td>A×10×a/100</td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊</td> <td>排出ガス対策型</td> <td>日</td> <td><math>A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100</math></td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>クローラクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊</td> <td></td> <td>日</td> <td><math>A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100</math></td> <td>標準運転時間</td> </tr> <tr> <td>雑材料</td> <td></td> <td>%</td> <td>「本節2-4-3 4) 雑材料」による</td> <td>労務費の%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)  1 V：ブロック1個当りコンクリート設計量（m<sup>3</sup>）  2 A：ブロック1個当り型枠面積（m<sup>2</sup>）  3 R1、R2：ブロック1個当り鉄筋又は吊鉄筋質量（kg）  4 a：型枠100m<sup>2</sup>当り組立組外歩掛（m<sup>2</sup>）  5 b：コンクリート100m<sup>3</sup>当り打設歩掛（m<sup>3</sup>）  6 W：材料割増率（%）  7 数量は、小数3位四捨五入とする。  8 材料割増率は、「本節1-5-2 雑材割増率」による。  9 架台、ベツト等が必要な場合は、別途計上する。  10 連結鉄筋、連結金具が必要な場合は、別途計上する。</p>	名称	形状寸法	単位	数量	摘要	レディーミストコンクリート		m <sup>3</sup>	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	型枠賃料		m <sup>2</sup>	A×10	小数3位四捨五入	鉄筋 異形棒鋼		kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む	鉄筋 丸鋼		kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	//	吊鉄筋 丸鋼		kg	$R2 \times (1+W/100) \times 10$	//	鉄筋加工組立 一般構造物		kg	$\Sigma R1 \times 10$	市場単価（土木工事・鉄筋工）	吊鉄筋加工組立 一般構造物		kg	$\Sigma R2 \times 10$	市場単価（土木工事・鉄筋工）	吊金具		本	×10		世話役		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		特殊作業員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		普通作業員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$		ラフテレーンクレーン（型枠工用） （油）t吊	排出ガス対策型	日	A×10×a/100	標準運転時間	ラフテレーンクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊	排出ガス対策型	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間	クローラクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊		日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間	雑材料		%	「本節2-4-3 4) 雑材料」による	労務費の%	<p>市場単価の導入</p>
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																				
レディーミストコンクリート		m <sup>3</sup>	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
型枠賃料		m <sup>2</sup>	A×10	小数3位四捨五入																																																																																																																																																				
鉄筋 異形棒鋼		kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
鉄筋 丸鋼		kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	//																																																																																																																																																				
吊鉄筋 丸鋼		kg	$R2 \times (1+W/100) \times 10$	//																																																																																																																																																				
鉄筋加工組立 一般構造物		kg	$\Sigma R1 \times 10$	市場単価（土木工事・鉄筋工）																																																																																																																																																				
吊鉄筋加工組立 一般構造物		kg	$\Sigma R2 \times 10$	市場単価（土木工事・鉄筋工）																																																																																																																																																				
吊金具		本	×10																																																																																																																																																					
<b>型枠工</b>		<b>m<sup>2</sup></b>	<b>A×10</b>	<b>市場単価</b>																																																																																																																																																				
<b>コンクリート打設工</b>		<b>m<sup>3</sup></b>	<b>V×10</b>	<b>市場単価</b>																																																																																																																																																				
ラフテレーンクレーン（型枠工用） （油）t吊	排出ガス対策型	日	A×10×a/100	標準運転時間																																																																																																																																																				
ラフテレーンクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊	排出ガス対策型	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
クローラクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊		日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
名称	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																				
レディーミストコンクリート		m <sup>3</sup>	$V \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
型枠賃料		m <sup>2</sup>	A×10	小数3位四捨五入																																																																																																																																																				
鉄筋 異形棒鋼		kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	小数3位四捨五入割増を含む																																																																																																																																																				
鉄筋 丸鋼		kg	$R1 \times (1+W/100) \times 10$	//																																																																																																																																																				
吊鉄筋 丸鋼		kg	$R2 \times (1+W/100) \times 10$	//																																																																																																																																																				
鉄筋加工組立 一般構造物		kg	$\Sigma R1 \times 10$	市場単価（土木工事・鉄筋工）																																																																																																																																																				
吊鉄筋加工組立 一般構造物		kg	$\Sigma R2 \times 10$	市場単価（土木工事・鉄筋工）																																																																																																																																																				
吊金具		本	×10																																																																																																																																																					
世話役		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																					
特殊作業員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																					
普通作業員		人	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$																																																																																																																																																					
ラフテレーンクレーン（型枠工用） （油）t吊	排出ガス対策型	日	A×10×a/100	標準運転時間																																																																																																																																																				
ラフテレーンクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊	排出ガス対策型	日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
クローラクレーン（コンクリート工用、製作転置用） （油）t吊		日	$A \times 10 \times a / 100 + V \times 10 \times b / 100$	標準運転時間																																																																																																																																																				
雑材料		%	「本節2-4-3 4) 雑材料」による	労務費の%																																																																																																																																																				

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月）新旧対照表

新（令和4年10月 <sup>※一部改正を含む</sup> ）							旧（令和3年10月）					備考
<b>第4章 市場単価</b>							<b>第4章 市場単価</b>					
2 市場単価により積算を行う工種 本積算基準における市場単価は下記の○印の工種を対象とし、これ以外の工種については適用できない							2 市場単価により積算を行う工種 本積算基準における市場単価は下記の○印の工種を対象とし、これ以外の工種については適用できない					
市場単価適用工種一覧							市場単価適用工種一覧					
項 目	コンクリート工				事業損失防止施設費	安全費	摘要	鉄筋工	吊鉄筋工	事業損失防止施設費	安全費	摘要
	鉄筋工	吊鉄筋工	型枠工	コンクリート打設工	汚濁防止膜設置撤去移設 汚濁防止枠設置撤去	灯浮標設置撤去				汚濁防止膜設置撤去移設 汚濁防止枠設置撤去	灯浮標設置撤去	
魚礁工												
・魚礁製作工	○	○					鉄筋工・吊鉄筋工は「土木工事・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。					鉄筋工・吊鉄筋工は「土木工事・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。
増殖場工												
・着定基質製作工	○	○	○	○			鉄筋工・吊鉄筋工は「土木工事・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。					鉄筋工・吊鉄筋工は「土木工事・鉄筋工（一般構造物）」を適用する。
産卵礁工							魚礁工、増殖場工によるものはそれに従う					魚礁工、増殖場工によるものはそれに従う
人工干潟（アサリ礁造成）												
共通仮設費 事業損失防止施設費												
・汚濁防止膜設置・撤去・移設工					○					○		
・汚濁防止枠設置撤去工					○					○		
・汚濁防止膜保守管理					○					○		
安全費												
・灯浮標設置撤去						○					○	

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準（令和4年10月）新旧対照表

新（令和4年10月 <sup>※一部改正を含む</sup> ）	旧（令和3年10月）	備考															
<p><b>参考資料-2 異形ブロック製作工</b></p> <p><b>1. 市場単価適用工種及び範囲</b></p> <p>1) 市場単価適用範囲 本土工（直立消波ブロック、捨ブロック）、消波工、被覆・根固工、着定基質製作工における、鋼製及びFRP型枠による異形ブロックの製作に適用する。</p> <p>2) 市場単価適用工種 表1.1に示す工種。</p> <p>3) 市場単価を適用できない工種等</p> <p>①魚礁ブロック製作 ②セルラーブロック、L型ブロック、蓋ブロック、根固ブロック、基礎ブロック製作 ③仕切り型枠等をブロック型枠内部に設置する場合 ④木製型枠の場合 ⑤その他、ごく少数の製作</p> <p><b>2. 標準市場単価の構成</b></p> <p style="text-align: center;">—標準市場単価の構成—</p> <table border="1" data-bbox="261 800 1035 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標準市場単価 規 格</th> <th colspan="3">標準市場単価</th> </tr> <tr> <th>機械</th> <th>労務</th> <th>材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型枠工</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>コンクリート打設工</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）標準市場単価は下記の費用を含む。 ①50m未満の範囲内の製作転置にかかる費用（クレーン費用は含まず） ②一般養生費用 ③型枠剥離剤、インパクトレンチ、電力に関する費用、コンクリートバケツ、パイプレータ、養生シート、ワイヤーロープおよび足場にかかる費用 ただし、生コンクリートとその割増し、型枠賃料、架台、ベッド、クレーン費用は含まない。</p> <p><b>3. 標準市場単価の補正</b></p> <p>1) 施工規模による補正 施工数量は50個以上を標準とし、形式別、ブロック質量別における数量で判断する。 施工数量が50個未満の場合は下記の係数（K1）で補正する。 補正後の市場単価＝掲載している標準市場単価×（1+K1） K1：施工規模による補正係数 0.1</p> <p>2) 形式による補正 直立消波ブロック製作、被覆ブロック製作の場合、下記の係数（K2）で補正する。 補正後の市場単価＝掲載している標準市場単価×（1+K2） K2：被覆ブロックの補正係数 0.15 K2：直立消波ブロックの補正係数 0.5</p> <p><b>4. 適用にあたっての留意事項</b></p> <p>1) 所定労働時間内 8時間を標準とする（時間外、休日および深夜の作業については割増等を含まないため対象外とする）。</p> <p>2) 足場の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>3) 消費税等相当額は含まない。</p>	標準市場単価 規 格	標準市場単価			機械	労務	材料	型枠工	×	○	×	コンクリート打設工	×	○	×	<p>[新 設]</p>	
標準市場単価 規 格		標準市場単価															
	機械	労務	材料														
型枠工	×	○	×														
コンクリート打設工	×	○	×														

運用資料

新	旧	備考										
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">ブロック製作に係る市場単価の補正（形式による補正）について</p> <p>水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準第3章2節「増殖場工」及び3節「産卵礁工」によるブロック製作は、次のブロック形式の区分により、標準市場単価を補正して積算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 適用工種 増殖場工、産卵礁工における鋼製及びFRP型枠によるブロック製作に適用する。</p> <p>2. ブロック形式の区分</p> <p>(1) 異形ブロック（主に漁港漁場、港湾、海岸事業で使用するもの）は、国の『漁港漁場関係工事積算基準（最新年度版）』第3章 直接工事費の施工歩掛、8節消波工、付属資料-1ブロック形式一覧の区分により、標準市場単価を補正して積算すること。 なお、漁港漁場関係工事積算基準（最新年度版）の適用にあたっては、当該年度の10月1日以降とする。</p> <p>(2) 増殖用ブロック、産卵礁ブロックなどの単体着定基質のうち、次表に掲げるものは、このブロック形式の区分により、標準市場単価を補正して積算すること。</p> <table border="1" data-bbox="201 800 1234 1108"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形式区分</th> <th colspan="2">異形ブロック</th> <th rowspan="2">直立消波ブロック (直積型)</th> </tr> <tr> <th>消波（立体型）</th> <th>被覆（平型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブロック名</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>SGブロック SKKウニ礁 アルガベースI オクトム クレイドルII サイ頭テトラポッド 円形セビア</td> <td>アルガーリーフ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意) ブロック名は、50音順である。</p>	形式区分	異形ブロック		直立消波ブロック (直積型)	消波（立体型）	被覆（平型）	ブロック名	/	SGブロック SKKウニ礁 アルガベースI オクトム クレイドルII サイ頭テトラポッド 円形セビア	アルガーリーフ	<p>[新設]</p>	
形式区分		異形ブロック			直立消波ブロック (直積型)							
	消波（立体型）	被覆（平型）										
ブロック名	/	SGブロック SKKウニ礁 アルガベースI オクトム クレイドルII サイ頭テトラポッド 円形セビア	アルガーリーフ									